

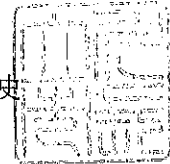
立総企第 642 号

令和 6 年 7 月 4 日

立川市教育委員会

教育長 栗原 寛 様

立川市長 酒井 大史



社会教育機関等に関する事務の管理・執行についての意見聴取について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 23 条第 1 項の規定に基づく職務権限の特例に関する条例議案及び立川市組織条例の一部改正条例議案を作成したいので、同法第 29 条の規定により意見を求めます。

現在、市では令和 7 年度を初年度とする立川市第 5 次長期総合計画の策定を進めていますが、同時に、市の組織を新たな計画に合わせて再構築していくことを考えています。

これまで、教育をめぐる状況は、児童・生徒の学力の向上など学校教育が充実してきた一方で、新型コロナウイルス感染症等による社会情勢の大きな変化のなか、不登校への対応やデジタル教育などさらなる課題が顕在化し、喫緊の対応が求められています。

また、社会教育の基盤である地域社会に目を向けると、少子高齢化に伴う人口構成の変化により生涯学習の担い手の高齢化や地域人材の担い手不足が深刻化しつつあり、時代の変革期を迎えています。

このような中、立川市の人材、地域資源を次の世代へ責任を持って、発展的に継承していくため、教育委員会と市長部局の資源を最適化したなかで、持続可能な社会へつなげていくことが重要であると考えています。

具体的には、教育委員会においては児童・生徒の学校教育にこれまで以上に注力して未来の立川を担う人材を育成いただきながら、市長部局においては社会教育関連施策を発展的かつ持続可能な地域コミュニティの形成へさらに展開し、魅力に満ちた立川を構築していきます。

図書館及び生涯学習関連施設は、人生 100 年時代にあつて、地域づくり、未来の社会づくりのための重要な政策・施策実現のツールとして、総合的かつ横断的に活用する体制を整えるとともに、文化財保護行政については、立川市歴史民俗資料館を拠点に、市内に多数存在する文化財を地域資源として活用し、まちづくり、観光など他の行政分野と連携した総合的な取組を展開していきたいと考えています。

以上のことから、社会教育機関等に関する事務は、令和 7 年度より市長部局へ移管したいと考えており、令和 7 年度の組織改正に向け、下記の事項について教育委員会のご意見を賜りますようお願い申し上げます。

記

法第 23 条第 1 項の規定に基づき、次に掲げる教育に関する事務は、市長が管理し、及び執行する。

- 1 立川市地域学習館条例（平成 19 年 3 月 26 日条例第 21 号）第 2 条の別表第 1 に掲げる地域学習館、立川市学習等供用施設条例（昭和 58 年 3 月 31 日条例第 6 号）第 2 条の別表第 1 に掲げる学習等供用施設、立川市図書館条例（昭和 53 年 7 月 1 日条例第 29 号）第 2 条の別表に掲げる図書館、立川市歴史民俗資料館条例（昭和 60 年 10 月 3 日条例第 30 号）第 1 条及び第 1 条の 2 の施設、立川市林間施設条例（昭和 40 年 7 月 1 日条例第 9 号）第 1 条の施設（以下これらを「特定社会教育機関」という。）の設置、管理及び廃止に関すること（法第 21 条第 7 号から第 9 号まで及び第 12 号に掲げる事務のうち、特定社会教育機関のみに係るものを含む。）
- 2 文化財の保護に関すること

以上